

一般社団法人 茨城県トラック協会 各位

「高速道路における通行料金制度の撤廃」へご賛同を宜しくお願いいたします

高速道路無料化推進協議会
会長 小野寺 和喜代



令和4年度定時総会開催に寄せて、ご挨拶並びにご案内を申し上げたく存じます。
茨城県トラック協会、並びに会員の皆様には、日頃より大変お世話になっております。
今般、定時総会開催に当り、私ども高速道路無料化推進協議会の活動をご案内させて頂く事になりました。

高速道路無料化推進協議会(以下、協議会と呼ぶ)は、主に茨城県下の運送事業者を中心として53名の
会員・オブザーバー(※他県参加者2名)により活動を始めました。(設立日:令和3年2月20日)

※詳細は 趣旨・目的・関連情報 を HP にてご覧下さいませ <http://www.km-corp.com/>

協議会活動は、3つの構え(請願の構え、訴訟の構え、社会活動の構え)として活動を推進しています。

- * 請願の構え 令和3年 4 月に第204回衆議院に於いて請願書を提出し、受理・保留とされています。
- * 訴訟の構え 訴訟は、令和3年8月に提訴、更に追及を深め、通行料金請求停止を訴求します。
現在、高速道路管理会社3社を相手取り、通行料金を通行者から徴収するは憲法違反
として公判を進めています(今月・第5回公判予定)
- * 社会活動の構え 令和3年の衆議院議員選挙にて、立候補の当協議会オブザーバー2名を応援頂ける
様に訪問活動を以て支援を訴えました。(無事、ご両名共に登院を果たしています)
ご両名は、請願を提出、並びに国土交通委員会に於いて政治を正せるよう活動推進中
です。

1. 日本国憲法第22条第1項「移動・通行の自由」

- 我々は高速道路において通行料金を請求されて払わされる事が有ります。
これは、「憲法22条第1項の移動・通行の自由」として保障されている国民の権利が阻害されています。

2. 「道路整備特別措置法」を速やかに止めて頂きたい

- 法律違反にならぬよう「時限立法」としたのが「道路整備特別措置法」です。
読んで字の如く、道路を整備する為に特別な期間だけ措置(通行料金)を徴収させて頂く「時限の法律」
です。特別な期間が終了すれば、償還されて無料公開される事になっていた。そして2010年に無料化は
スタートしましたが、東日本大震災により転用される為に無料化は凍結されている。

3. 高速道路を国民資産に立ち返り「国有資産」として下さいますように

- 更に、立法府(国会)において審議されるように当協議会オブザーバー議員の各位は運動活動中です。
国会にて、古い制度を正していく為には、皆様「運送事業者の声＝通行料金制度を止めて」が必要です。
海外の高速道の様に「通行の自由」を得られるよう、是非、「皆様の一体となる大きな声」を頂きたいです。

どうぞ、トラック協会員の皆様、高速道路無料化推進協議会のHPから、ご支援(無料入会・請願署名)を
頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

文末ではございますが、会員の皆様の、益々のご発展を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

以上